

令和2年度国立研究開発法人成育医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立成育医療研究センターにおける令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は265件、契約金額は122.6億円である。また、競争性のある契約は179件(67.5%)、115.9億円(94.5%)、競争性のない契約は86件(32.5%)、6.7億円(5.5%)となっている。

平成30年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は+115%の増、金額は+12%の増)が、機器設備の維持管理や改修のために製造業者しか対応できない案件、システム保守や改修のために開発業者しか対応できない案件が多かったためである。

表1 令和元年度の国立成育医療研究センターの調達全体像 (単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増・減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	(82.9%) 195	(92.9%) 78.5	(67.5%) 179	(94.5%) 115.9	(▲8%) ▲16	(+48%) +37.4
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(±0%) ±0	(±0%) ±0
競争性のある契約(小計)	(82.9%) 195	(92.9%) 78.5	(67.5%) 179	(94.5%) 115.9	(▲8%) ▲16	(+48%) +37.4
競争性のない随意契約	(17.1%) 40	(7.1%) 6.0	(32.5%) 86	(5.5%) 6.7	(+115%) +46	(+12%) +0.7
合計	(100%) 235	(100%) 84.5	(100%) 265	(100%) 122.6	(+13%) +30	(+45%) +38.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

- (2) 国立成育医療研究センターにおける令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、一者応札・応募の契約件数は11件(6.1%)、契約金額は5.1億円(4.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数割合が小さくなっているが、主に応札業者の誘引努力によるものである。

表2 令和元年度の国立成育医療研究センターの二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	181(92.8%)	168(93.9%)	▲13(▲7%)
	金額	50.6(64.5%)	110.9(95.6%)	+60.2(+119%)
1者以下	件数	14(7.2%)	11(6.1%)	▲3(▲21%)
	金額	27.9(35.5%)	5.1(4.4%)	▲22.8(▲82%)
合計	件数	195(100%)	179(100%)	▲16(▲8%)
	金額	78.5(100%)	115.9(100%)	+37.4(+48%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器関係及び業務委託、公募型企画競争の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 医療機器、研究機器に関する調達

医療機器、研究機器に関する調達について、一括して入札できるものについてまとめ、公告期間等に余裕をもたせ、適正な調達を行う。【当該取組により、医療機器、研究機器購入費の節減と事務処理の効率化を図る】

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、引き続き①～⑥の取組を実施し、より適正な調達を目指す。【当該取組により、委託費の節減を図る】

- ① 契約更新日の原則6ヶ月前には施設・医療機器整備委員会にて承認を得る。(研究関連業務を除く)
- ② 原則、入札公告期間を10営業日以上確保する。
- ③ 契約締結から履行開始までの準備期間(業務形態により1ヶ月～6ヶ月程度)を十分に確保する。(研究関連業務を除く)
- ④ 競争参加資格の条件を緩和(緩和の程度は業務内容による)する。
- ⑤ 調達準備の早期着手により、仕様内容の充実と競争性の向上、事務処理の効率化を図る。
- ⑥ 複数年契約の導入を図ることにより、委託契約金額の節減を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された外部

有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費による不正使用防止及び適正な執行を行うため不正防止計画を策定し、研究者及び調達担当職員を対象とした研修を行い周知、徹底を行っている。
- ② 50万円以上の物品購入、役務(研究費を含む)については施設・医療機器整備委員会にて契約方法等を審議することにより、適正な運用管理に努めている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
メンバー	総務課長、企画経営課長、研究医療課長
事務局	調達企画専門職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。